

## 堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談)072-221-7146

## 「くらの情報 SAKAI」ができました！

毎年発行し続け、今年で33年。消費者被害にあわないための注意ポイントや被害にあった時の対応方法などが満載です。

令和4年度は、成年年齢の18歳への引き下げをはじめ、メール等電磁的方法でのクーリングオフが可能になったり、詐欺的な定期購入は取り消し可能になるなどの法律改正がありました。

こうした大事な法律改正の内容をすべて掲載しています。

地域で、家庭で、福祉関係の事業者のみなさまでご活用いただければ幸いです。ご希望があれば消費生活センターへ必要部数をご連絡ください。



## 高齢者の相談案件から

## 「ネット通販～お試し購入のチェックポイント」

いま一番多いと思われるご相談です。「注文した覚えのない商品がきて請求書を見たら、今回は500円、次からは2週間に1度12,000円の請求があると書いてある。」「スマホの広告を見て、試供品を格安で申し込んだが定期購入になっていた。」「初回は500円だったが、2回目からは9,000円になっていた。」「解約したいのに電話がつかない。」「注文後、口コミを見たら信用できなさそうで後悔。」「

## ！チェックポイント！

○注文したことを記録しておく

～スマホの操作中に通販のPRに気が付き、「いいな」と思って軽い気持ちで注文。しかし注文したことすら覚えていない、という相談がとても多いです。

○定期購入になっていないか確認する

～法律が改正され、事業者には「定期購入となる」など申込内容をわかりやすく表示する義務が課せられました。注文前に「利用規約」を必ず読み、「最終確認画面」を保存し証拠を残しましょう！…「スクリーンショット」できますか？

○定期購入の条件を確認する

～「金額を確認せず請求書を見てびっくりした」「化粧品や健康食品などが自分に合わない」「解約したいけれど、メールやチャットでしか受付けていなくてやり方がわからない」…注文前に、解約することも念頭にいろいろ確認しましょう。永久に定期購入することなどありません。

○気になることは、注文前に確認を

～リアルな買物なら、販売事業者や実際の商品を吟味するもの。ネット通販も同じです。

ココが 堺市立 消費生活センター

ツイッターやってます！

ココから→



住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階(堺東駅前スグ)

電話 (相談)072-221-7146 (事務)072-221-7908 (FAX)072-221-2796